

中地区地区計画（計画書）

告示決定日 平成7年3月20日

名	称	中地区地区計画		
位	置	飯塚市大字中、大字幸袋地内		
面	積	約23.3ha		
区保 域の全 整備の ・ 開方 発及針 び	地区計画の目標	本区域は、県道飯塚・福間線（都市計画道路鯉田中線）沿線に形成された路線的な商工住の混在地と旧集落地という2つに大別される地区である。道路としては、県道飯塚・福間線（都市計画道路鯉田中線）、菰田幸袋線が計画されており、その沿線の土地利用の整序化及び後背地の住宅地の旧住環境の保全を図ることを目的とする。		
	土地利用の方針	主として住居系の土地利用を図るが、県道飯塚・福間線（都市計画道路鯉田中線）沿いは沿道サービス型施設の立地を適切に行うものとし、後背地については、低層住宅地としての土地利用を図る。		
	建築物等の整備の方針	土地利用の方針にそって、建築物の用途、形態・意匠等の規制・誘導を適正に行い、居住環境の悪化を防止するものとする。		
地 区 整 備 に 関 す る 事 項	建 区 分	地区の名称	A地区 中地区沿線整備地区計画	B地区 中地区住居地整備地区計画
		地区の面積	約4.0ha	約19.3ha
	建 築 物 等 に 関 す る	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 麻雀屋、パチンコ店、射的場、馬券・車券販売所等 2 劇場、映画館、演劇条、観覧場 3 カラオケボックス等 4 ホールンク場、スケート場、ゴルフ練習場、バツテング練習場等	—
		建築物等の高さの最高限度	12m	—
画 事 項	建築物等の形態又は意匠の制限	—	建築物の建築にあたっては、次の点に留意する。 ・建築物の意匠は、周囲の景観と調和のとれたものとする。 ・建築物の屋根及び外壁もしくはこれに代わる柱の色彩は、周辺との調和のとれた落ち着いた色調とする。	